

武豊町立南保育園の建替え・民間移管に係る
幼保連携型認定こども園の設置・運営事業者募集要項

令和8年8月

武豊町こども未来部子育て支援課

1. 募集の趣旨

武豊町では、小学校就学前の児童数は以前よりも減少していますが、就労形態の変化などにより、保育ニーズは増加しています。

そのため、施設が老朽化している南保育園を、新たに民営化し幼保連携型認定こども園（以下、認定こども園という。）とするため、このたび、施設を新設し運営をする事業者（以下、設置・運営事業者という。）を募集します。

2. 施設規模の概要

(1) 定員数について

① 現保育園

	南保育園（既設）						
定員※1 (入所数※2)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	-	13人 (12)	15人 (10)	17人 (16)	20人 (19)	20人 (20)	85人 (77)

※1 令和8年4月1日時点の募集定員数であり、認可定員と異なります

※2 令和8年4月1日時点。なお入所数のうち24人は1号認定児童です

② 民営化による認定こども園

定員は、概ね114人とし、想定の内訳は下記の通りです。

	認定こども園（新設）						
定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	6人	15人	18人	25人	25人	25人	114人

※3歳以降は、幼稚園部を含めた人数になります

※設定された定員までの児童の入所を約束するものではありません

※令和11年3月31日時点で入所している児童の継続入所については、町内の保育園と同じ取り扱いとしてください

※上記に示した定員について、合計定員の1割程度の増員および各年齢の内訳数の変更は可能としますが、令和11年3月31日時点で入所している児童の継続入所の支障とならないよう、定員を設定すること。

(2) 既設建物規模について

※新設のこども園の規模には関係がありませんが、参考に掲載します

- ・施設名：南保育園
- ・敷地面積：2,960㎡（駐車場部分除く）

- ・延床面積：1,137 m²
- ・構造等：RC造 2階建

(3)開園予定日

令和11年4月1日(日)

3. 主なスケジュール(予定)

日付	内容
令和8年8月3日(月)	設置・運営事業者募集要項公表
令和8年11月30日(月)	設置・運営事業者募集期限
令和9年1月	設置・運営事業者決定
令和9年3月	保護者・地元説明会開催 (設置・運営事業者、立地等の紹介)
令和9年9月	着工前周知
令和9年10月	既設外構一部撤去(既設の土地を利用する場合の想定)
令和9年12月	新園舎建設工事開始(既設の土地を利用する場合の想定)
令和11年2月	新園舎完成
令和11年4月	新園舎で開園
令和11年4月	旧園舎解体工事開始
令和11年9月	旧園舎解体工事完了
令和11年10月以降	残地整備

※日程は都合等により、変更となる場合があります。

4. 応募資格

- (1) 社会福祉法人又は学校法人であること。
- (2) 本募集開始時点(令和8年8月3日(月))で認可保育所、幼稚園、又は認定こども園の運営実績を通算で3年以上有すること。
- (3) 保育事業に熱意と理解を持ち、管理・運営を適切に行う能力を有すること。
- (4) 法人が運営している保育施設等において、所管庁が実施する直近の監査で重大な文書指摘を受けていないこと。
- (5) 安定的な経営を行い、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。
- (6) 武豊町の保育事業の一翼を担う認定こども園であることを十分に理解し、町が行う保育行政に積極的に協力できること。
- (7) 本要項に定めるもののほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)、

- 国の通知通達、条例、認可要件等の関係規定及び武豊町の指導を遵守できること。
- (8) 資産要件として、資金計画及び事業計画が適正で賃借料等を安定的に支払い得る財源が普通預金又は当座預金等により確保されていること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定及び次のいずれにも該当しない者であること。
- ア. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。
- イ. 国税、地方税等を滞納している者。
- ウ. 本町の指名停止措置を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者。
- エ. 武豊町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）第 2 条の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者。

5. 建設用地（敷地・立地）の条件

- (1) 認定こども園を建設する土地について
- 建設する土地は、次のア又はイのいずれかによるものとする。
- ア. 建設用地は、現施設の近傍とすること。
- 現施設から直線距離で 1 km 以内の立地とすること。
- イ. 武豊町が南保育園用地及び駐車場用地として土地所有者と賃貸借契約（有償）を結んでいる土地。内容については下記【土地契約内容】を参照。

【土地契約内容】

地 番：武豊町字明神戸 59-1、60、18-1 の各一部（別添 1 における赤枠内）

面 積：4,295.16 m²

賃借料（年額）：1,752,425 円（1 m²あたり 408 円）

※契約が円滑に締結されるよう町が立会人として、立ち会いを行う予定

※契約締結先は宗教法人となる。

※土地に関しては、宗教法人ではなく武豊町に問合せをすること

※当該用地内に建設する場合は、土地所有者と賃貸借に関する契約書を新たに結び直すものとし、設置・運営事業者は契約に基づき賃借料を支払うこと。なお、設置・運営事業者が行う現況測量等により、借地面積および金額が変更となる可能性がある。

※別添 1 の赤枠で囲まれた範囲に隣接する土地（黄色破線部分）の賃貸借契約については、現在、土地所有者と協議を進めている。今後、賃貸借契約の合意に至った場合は、認定こども園の敷地として使用可能な範囲が拡張される可能性

がある。その際、設置・運営事業者決定後の設計等において当該拡張範囲を反映（活用）できるものとするが、これに伴う設計変更等一切の費用について、町は財政負担を負わない。なお、合意決定の時期は現時点で未定である。

※範囲の詳細等については、必要に応じ子育て支援課に問い合わせること

※測量、地上権の登記等、土地に関する一切の費用については、設置・運営事業者の負担とする

(2) 敷地・立地条件

- ア. 認定こども園を設置する土地は、前記5. (1)アの場合は、設置・運営事業者が自己所有（取得予定を含む。）により確保することを原則とする（応募時点では、取得予定でも可とするが、所有者承諾書、又は応募者の購入確約書の添付を要するものとする。）。ただし、貸与物件の場合は、「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について」（平成26年12月18日府政共生第743号・26高私行第9号・雇児保発1218第1号・社援基発1218第1号）の定めによること。
- イ. 認定こども園を設置する土地が洪水、高潮等の浸水想定区域に指定されている場合は、避難確保計画を整備するとともに、災害への対策を行うこと。
- ウ. 抵当権等の所有権以外の権利が設定されていない、又は町長が指定する期日までに全て抹消できる土地であること。
- エ. 賃借の場合は、土地所有者が武豊町暴力団排除条例第2条の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者ではなく、また、それらの利益となる活動などを行うものでないこと。
- オ. 認定こども園としての土地利用にあたって、建築基準法、都市計画法、農地法その他関係法令等を遵守すること。
- カ. 土地に関する一切の費用については、設置・運営事業者の負担とする。

6. 施設整備・運営の条件

(1) 整備・運営全般

- ① 認定こども園の整備・運営にあたっては、愛知県の「幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年条例第58号）、「武豊町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成26年条例第16号）、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園として認可を受けること。
- ② 設置・運営事業者自らが認定こども園を運営すること。
- ③ 保護者及び地域関係者との良好な関係づくりに努め、地域に根ざした運営を行うこと。
- ④ 苦情解決の仕組みを整備すること。

- ⑤職員の労働条件について、労働関係諸法令を遵守すること。
- ⑥各種研修への参加や独自の職員研修を行うとともに、自己評価制度等を実施し職員の資質向上を図ること。
- ⑦設置・運営事業者の独自性を活かしつつ、現在の南保育園における保育運営（保育内容、年間行事、地域とのかかわり等）をできる限り継続するよう努めること。
- ⑧町立保育園等と連携・交流を行い、お互いの教育・保育の向上を図ること。施設長は、町の園長会（月１回程度）に出席すること。
- ⑨町が要求する事業内容に関する報告及び立ち入り調査等に協力すること。
- ⑩小学校との連携を図り、園児の円滑な移行や支援等に努めること。

(2)職員配置

- ①認定こども園法、認定こども園法施行規則（平成 26 年 7 月 2 日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号）及び「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」（平成 26 年 4 月 30 日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「基準省令」という。）、その他関係法令に適合すること。
- ②施設長は、幹部職員としての能力及び幼稚園、認定こども園又は保育所での実務経験を有する者とし、認定こども園の専任職員とすること。
- ③主幹保育教諭は、3 年以上の保育実務経験を有する正規職員とし、認定こども園の専任職員とすること。（幼稚園での経験年数も算入することができる。）
- ④保育教諭の 4 分の 1 以上は、3 年以上の保育実務経験を有する者を配置すること（幼稚園での経験年数も算入することができる）。
- ⑤保育教諭の年齢構成や経験年数及び低年齢児や障がい児の保育経験にも十分配慮すること。

(3)教育・保育事業

- ①教育・保育内容については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成 29 年 3 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）に基づき、教育・保育課程および実施計画を作成するとともに、関係法令や本町の条例及び要綱等を踏まえ実施すること。なお、要領が改正された場合には、改正後の要領によること。
- ②武豊町が求める実施事業の内容は、以下の通りとする。

なお、事業者の提案により、以下の条件を上回る時間・開所日も設定可能とする。

事業名		条件
1	通常幼児教育	1. 教育時間 8：30～14：30 2. 開所日 平日 ※その他は、事業者の自主性に委ねます
2	通常保育事業	1. 保育時間 (保育短時間)

		平日・土曜日 8:00～16:00 (保育標準時間) 平日・土曜日 8:00～19:00 2. 開所日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までを除く日。
3	延長保育事業	保育時間 (早朝保育) 平日・土曜日 7:30～8:00 (延長保育) 平日・土曜日 16:00～19:00
4	子育て支援事業	認定こども園法施行規則第 2 条に規定する事業のうち、本町の地域特性や課題等を踏まえた事業を提案し実施するものとする。
5	その他事業 (注 1)	町および事業者が必要と認める事業

(注1) 町及び事業者の提案によりますが、実施にあたっては両者の協議が整った場合とする。

<武豊町の主な課題>

- ・町内に病児・病後児保育を行う施設がありません
- ・休日保育（土曜日除く）を実施する施設が無く、特に祝日の受入れ希望があります

- ③特別な配慮や支援を必要とする児童や障がい児の受け入れ体制（インクルーシブ保育）を整備すること。
- ④入所児童への健康診断、歯科・検診を実施するとともに、嘱託医との連携を図ること。
- ⑤保護者との交流を図り、保護者の意見を認定こども園運営に反映させるよう努めること。また、設置・運営事業者決定後から開園後（概ね 1 年程度）にかけて、保護者、設置・運営事業者および町との三者会議等、意見交換の場を設けること。
- ⑥入所児童については、施設内での事故等に関する保険（損害賠償保険、傷害保険等）及びスポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入すること。
- ⑦教育・保育内容の向上に努めるとともに、第三者による評価を行うこと。
- ⑧町の子育て支援施策を理解し積極的に協力すること。
- ⑨開園前に、町立保育園に入園している児童について、園児服等が引き続き使用できること。また、開園後当分の間は、保護者の希望に応じて、町立保育園の園児服等を使用できることとし、保護者の負担を減らす配慮を行うこと。

(4)給食・調理について

- ①給食は、自園調理方式とすること。
- ②給食は、栄養士が作成する献立に基づき実施すること。
- ③アレルギー体質の乳幼児に対応した給食を実施するほか、年齢や乳幼児の特性や宗教への対応等、個々に配慮した給食とすること。
- ④調理員その他給食に従事する職員及び調理施設の衛生管理を徹底すること。
- ⑤調理業務を委託する場合は、基準省令および関連通知等を遵守すること。
- ⑥食育基本法（平成17年法律第63号）に基づき、各年齢の発育、発達過程に応じた食育に取り組むこと。
- ⑦地元食材の活用に努めること。

(5)運営費等

- ①この募集により選定され、愛知県から認定こども園の認可を受け、特定教育・保育施設として確認を受けた設置・運営事業者は施設型給付費（公定価格から、保護者から徴収する規定の保育料を差し引いた額）を受給することができる。
- ② その他子育て支援事業等の実施に対しては、国・県・町の要綱等に基づき、補助金又は委託料を支払う。

(6)保護者の費用負担

- ①保護者へ費用負担を求める場合は、保護者の理解を得るとともに、町と協議のうえ承認を得ること。なお、引き落とし金融機関については、利用者の利便性に配慮すること。
- ②保育料については、町の定める保育料に準ずること。
- ③保護者から施設使用料に相当する負担金は徴収しないこと。

(7)実施設計、建設及び解体撤去について

- ①建設費等については、国の就学前教育・保育施設整備交付金の対象となる場合、武豊町民間保育所等整備費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を行う予定。
- ②当該補助金は、武豊町の令和9年度・10年度予算成立を条件とする。
- ③事業着手について、国の交付金決定内示前は認められない。
- ④工事請負・備品購入等の契約は、関係法令・通知を遵守するとともに、原則武豊町の契約規則等に準拠すること。
- ⑤事業の進捗により複数年に渡り補助する場合がある。
- ⑥整備スケジュール等について町と十分協議すること。
- ⑦既存園舎および園庭内の工作物（遊具、フェンス、樹木等）は町の負担により町が解体する。なお、解体後に整備する建物および園庭、駐車場等の認定こども園の運営に必要な工事および工事車両の乗り入れを確保するための工事（フェンス

の撤去等)等については、費用負担・工事の実施とも設置・運営事業者が行うこと。

また、これらに伴う撤去範囲については、あらかじめ設置・運営事業者から町に提示し、協議の上で決定すること。

⑧施設の建設工事に際し、町内建設業者を積極的に採用するなど、地域経済の活性化に努めること。

⑨建設工事の進捗状況については保護者、近隣住民等に周知をするとともに、定期的に町に報告を行うこと。

⑩令和11年2月28日までに町の完了検査を受けられるよう、建築に係る完了検査および仮使用の手続き等を行うこと。

⑪工事中は保護者用駐車場を10～15台程度確保すること。

⑫工事中の工作物等の撤去や利用可能な園庭部分の減少等に伴い、既存園の保育環境が著しく低下する可能性がある。設置・運営事業者の負担による代替施設等の整備や工事範囲を工夫するなど、保育環境の維持に配慮すること。

⑬工事中の安全対策および騒音対策など、園児および送迎する保護者等関係者への影響を十分考慮した工事計画とすること。

⑭令和11年4月1日の開所時点で、幼保連携認定こども園として認可を受けられる整備計画とすること。

(8)引継ぎ・共同保育等について

円滑な移行に向けて、引継ぎ・共同保育を確実に実施すること。引継ぎ・共同保育の計画については、武豊町と協議の上作成すること。

①引継ぎについて

ア 期間 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで

イ 内容 施設長予定者及び主幹保育教諭予定者等が引継ぎを行い、また、年間を通じて行事等に参加することにより、保育の状況を把握する

ウ 頻度 協議の上決定する

エ 費用 引継ぎに際し生じる施設長予定者および主幹保育教諭予定者等の費用の一切は、設置・運営事業者が負担する

②共同保育について

ア 期間 令和11年1月4日から令和11年3月31日まで（予定）

なお、上記期間の延長希望がある場合は、協議の上可能とする。

イ 内容 クラス担任保育士予定者が南保育園で武豊町職員と共同で保育にあたることにより、円滑な移行に努める。なお、共同で保育にあたるクラス担任保育士予定者は2名以上とする。

ウ 頻度 原則週5日

エ 費用 従事した者の人件費相当額（上限あり）を、武豊町が予算の範囲内で支

払う

③その他

調理員等の業務についても、アレルギー対応等含め、開園までに確実に引継ぎを行うこと。なお、調理員等の業務引継ぎに関する費用の一切は、設置・運営事業者が負担すること。

園児個々の状況等を踏まえ、丁寧な引継ぎを行うこと。

(9) 非常勤職員（会計年度任用職員）

武豊町立保育園に勤務している非常勤職員が新設認定こども園での勤務を希望する場合は、雇用について最大限配慮すること。なお、移行前の労働条件について同程度が確保できるよう運営上可能な範囲で配慮すること。

(10) 覚書の締結について

設置・運営事業者は、新設認定こども園の整備及び民間移管後の運営内容等について町と覚書を締結すること。

(11) その他

- ① 周辺道路の混雑とならないよう、敷地内に十分な広さの駐車用地を確保すること。
駐車用地の確保が難しい場合は、近隣で確保（賃借含む。）すること。
- ② 備品は原則として設置・運営事業者が新たに用意すること。
- ③ 地元自治区等と必要な協議、調整を行うとともに、近隣への日照、騒音などの環境面に配慮し、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、設置・運営事業者の責任において、誠意をもって対応すること。

7. 応募手続き等について

(1) 応募スケジュール質問書の受付

- ① 募集要項の公表 令和8年8月3日(月)
- ② 質問書の受付 令和8年8月3日(月)から令和8年9月4日(金)まで
- ③ 質問書の回答 令和8年9月18日(金)まで
- ④ 参加意向表明書の受付 令和8年9月18日(金)から令和8年9月30日(水)まで
- ⑤ 応募書類の受付 令和8年10月1日(木)から令和8年11月30日(月)まで
- ⑥ 書類審査 令和8年12月
- ⑦ 面接審査 令和9年1月
- ⑧ 審査結果通知 令和9年1月

(2)質問書について

質問については、質問書（参考様式1）を使用し、令和8年8月3日(月)から令和8年9月4日(金)までに随時提出すること。回答については、取りまとめの上、町ホームページで随時公表する（最終回答は9月18日（金）を予定しているが、質問数によっては早まる場合がある）。

(3)参加意向表明書について

本事業への応募を希望する事業者は、参加意向表明書（様式第1号）を提出すること。なお、期間内に参加意向表明書を提出しなかった事業者からの提案書は受け付けない。

ア 受付期間

令和8年9月18日（金）から令和8年9月30日（水）まで

イ 提出方法

「参加意向表明書」を電子メールで提出すること。

ウ 提出先

武豊町こども未来部子育て支援課（kosodate@town.taketoyo.lg.jp）

(4)応募書類

下記に示す書類を、正本1部、副本20部（写し可）提出してください。

- ①武豊町民間認定こども園設置・運営事業者公募申込書（様式第2—1号）
- ②施設整備計画書（様式第2—2号）
- ③施設整備資金計画書（様式第2—3号）
- ④運営に係る収支計画書（様式第2—4号）
- ⑤企画提案書（様式第2—5号）
- ⑥事業者の概要及び役員構成・経歴（様式第2—6号）
- ⑦法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（応募申込日前3か月以内発行のもの）
- ⑧法人の定款
- ⑨事業者の代表者の履歴書
- ⑩事業者の決算書類（収支計算書・貸借対照表・財産目録等：令和6・7年度分）
- ⑪事業者の予算書類（令和8年度当初予算分）
- ⑫国税及び地方税の納税証明書（公募の開始以降に交付された直近のもの）又は納税義務がない旨の理由を記した申立書
- ⑬事業者の預金残高証明書（応募申込日前1か月以内発行のもの）
- ⑭社会福祉施設等に対する指導監査の指摘事項及び改善報告（過去3年分）
- ⑮当該申込みを議決した役員会等の会議録の写し
- ⑯運営している保育所等の諸規定（管理規定、就業規則、会計規定、給与支給等）
- ⑰運営している保育所等の概要がわかるもの（要覧、パンフレット、保育計画等）
- ⑱運営している保育所等で今年度に保護者向けに発行した保育園だより、給食だ

より、給食献立表（最近3か月分のもの）および衛生管理やアレルギー等への対応がわかるもの（例：衛生管理マニュアル、食物アレルギー対応マニュアル）

⑯土地所有者承諾書又は土地購入確約書（様式任意。既存の南保育園が立地する土地以外で建設用地を新たに取得または賃借する場合は添付すること）

⑰その他、町が提出を求めた書類

※提出書類はA4サイズ縦型で綴じ込みし、書類番号をインデックスで表示すること

※提出された書類等は返却しない

※必要に応じて別途資料を請求する場合がある

(5)応募書類の受付

ア 受付期間

令和8年10月1日（木）から令和8年11月30日（月）まで

※持参の場合は、役場開庁日の9時00分から16時00分の間で受け付ける

※郵送の場合は、令和8年11月30日（月）必着とする

※持参、郵送以外の提出方法は不可とする

イ 提出先

武豊町こども未来部子育て支援課

住所：〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

電話：0569-72-1111

(6)審査について

①本町が設置する「武豊町民間保育所等設置・運営事業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において書類審査（一次審査）、面接審査（二次審査）を行う。

②面接審査（二次審査）は、書類審査（一次審査）を通過した事業者に対して行う。

③面接審査は（二次審査）は、事業者が提案内容のプレゼンテーション（30分以内）を行い、その後選考委員よりヒアリングを行う。

④審査及び評価は「民間認定こども園公募選考採点表」（別紙）にて行う。選考委員会の審査により評価点の最も高い事業者を選考し、最終的に町長が決定する。

⑤選考結果については、申請のあった全ての事業者に通知する。また、町ホームページでも公表する。

(7)その他

①提出された資料の内容変更は認めない。ただし、武豊町が必要と認めたときには、追加・補正資料の提出、内容の再説明等を求める場合がある。

②法人の本部及び現在運営している施設等の現地確認を行う場合がある。

- ③本応募に係る一切の経費は、申請者の負担とする。
- ④提出された申請書類の中で、不開示を希望する情報がある場合は、当該情報及び不開示を希望する理由を記載した文書を提出すること。ただし、不開示を希望した場合であっても、開示請求があった場合は、武豊町情報公開条例（平成 19 年条例第 2 号）に基づき、開示する場合がある。
- ⑤次のいずれかに該当する場合は、失格となる。
 - ア 申請書類等が提出期限に遅れて提出された場合
 - イ 申請書類等が本募集要項に記載の要求基準を満たさない場合
 - ウ 申請書類等に虚偽の記載があった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ その他、関係法令及び本要項に違反すると認められる場合
- ⑥必要に応じ、関係機関へ問合せを行う場合がある。
- ⑦審査結果通知により設置・運営事業者として決定された場合であっても、その後、本要項、添付資料及び条例等の関係規定に基づいた認定こども園の整備を行えないと判断された場合、設置・運営事業者としての地位を取り消す場合がある。

8. その他

- (1) 本募集要項の記載内容については、国、愛知県及び武豊町の制度改正に伴い変更する場合がある。
- (2) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた際は、双方協議の上定めることとする。
- (3) 認定こども園の設置認可後に、愛知県及び武豊町が運営・保育内容・会計処理等について指導を実施した場合には、その指導に従うこと。
- (4) 不測の事態により事業の実施が困難となった場合、募集を中止することがある。
- (5) 南保育園への連絡、訪問等は通常の保育に影響を与えるおそれがあるため、ご遠慮ください。

別紙

民間認定こども園公募選考採点表

1 審査項目、選考基準及び配点

審 査 項 目	選 考 基 準	配 点
(1)応募された動機について	①応募された動機について	5
(2)認定こども園運営の基本理念等について	①認定こども園における理念や運営について事業者の考え方について	5
(3)教育・保育内容について	①全体的な方針、年齢ごとの目標、ねらい、内容 ②子育て支援事業について ③インクルーシブ保育の内容について ④こどもの人権に配慮した教育・保育内容について	20
(4)教育・保育環境について	①児童が心身ともに健やかに育成できる環境であること	5
(5)給食・調理について	①給食に対する考え方、実施方法、衛生管理、食育等への対応や実施内容について	5
(6)家庭及び保護者との信頼関係の構築について	①家庭及び保護者との信頼関係を築くための取組や情報提供の方法等について	5
(7)関係機関との連携及び地域との交流・連携について	①地域のこども園として、地域住民や関係機関との交流・連携についての取組について	5
(8)事故防止・安全対策について	①園内外での事故防止対策、安全対策や災害時に備えた避難訓練、不審者対策等考え方や取組について	10
(9)職員配置等について	①職員配置計画について ②職員の確保や定着、労務環境改善に関する具体的方策等労務管理について	10
(10)職員の研修について	①職員研修に対する考え方や職員研修についての取組について	5
(11)管理運営	①安定した管理運営を継続できる事業者の経営基盤、経営能力、運営実績	15
(12)総合評価	①総合的観点からの評価（熱意、課題への認識や取組の考え方）	10
合 計 点 数		100

2 採点の基準

採点にあたっては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号の採点の基準によるものとする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 特に優れている | 配点の5分の5 |
| (2) 優れている | 配点の5分の4 |
| (3) 普通 | 配点の5分の3 |
| (4) やや劣っている | 配点の5分の2 |
| (5) 劣っている | 配点の5分の1 |